

4. 補助金関係規程等の改正について

令和元年度に鉄道・運輸機構が改正した取扱要領・繰入基準

規程等の名称	改正年月日	概要
○都市鉄道利便増進事業費 補助繰入基準	令和2年3月31日 改正	令和2年度予算に合わせて、分割交付の分割率を改正した。

※令和2年3月26日 国鉄都第173号 都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱改正。

※別添 新旧対照表を参照

別添 新旧対照表

新旧対照表

改正案	現行
<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 12 月 21 日 機構規程第 56 号</p> <p>改正 平成 19 年 3 月 28 日 機構規程第 163 号の 2</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 44 号</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 3 月 30 日 機構規程第 87 号</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 3 月 31 日 機構規程第 103 号</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 30 日 機構規程第 54 号</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 29 日 機構規程第 92 号</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和 2 年 3 月 31 日 機構規程第 56 号</p>	<p>○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 12 月 21 日 機構規程第 56 号</p> <p>改正 平成 19 年 3 月 28 日 機構規程第 163 号の 2</p> <p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 18 日 機構規程第 44 号</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 3 月 30 日 機構規程第 87 号</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 3 月 31 日 機構規程第 103 号</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年 3 月 30 日 機構規程第 54 号</p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 3 月 29 日 機構規程第 92 号</p>

別表

対象事業	事業年度	分割年数	率					
			補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度
都市鉄道等利便増進法の規程により令和元年5月9日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から令和4年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	609.3888/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700
	平成30年度	6年	812.4744/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700
	令和元年度	5年	704.6226/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	
	令和2年度	4年	797.8869/2700	34.0377/2700	34.0377/2700	34.0377/2700		
	令和3年度	3年	726.7311/2700	86.63445/2700	86.63445/2700			
	令和4年度	2年	703.4382/2700	196.5618/2700				

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度（以下「繰入決定年度」という。）内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。
 ただし、平成28年度事業の繰越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。

附 則(令和2年3月31日機構規程第56号)

この繰入基準の一部改正は、令和2年3月31日から施行する。

別表

対象事業	事業年度	分割年数	率					
			補助第1年度	補助第2年度	補助第3年度	補助第4年度	補助第5年度	補助第6年度
都市鉄道等利便増進法の規程により平成29年3月13日付けで速達性向上計画の変更が認定された神奈川東部方面線事業(平成29年度から平成34年度(同年度の繰越し事業を含む。)までの事業に限る。)	平成29年度	6年	609.3888/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700	58.12224/2700
	平成30年度	6年	812.4744/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700	17.50512/2700
	平成31年度	5年	704.6226/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	48.84435/2700	
	平成32年度	4年	525.9924/2700	124.6692/2700	124.6692/2700	124.6692/2700		
	平成33年度	3年	787.1340/2700	56.433/2700	56.433/2700			
	平成34年度	2年	760.6830/2700	139.317/2700				

注 繰入決定において繰り入れの対象とされた事業の一部が当該繰入決定を受けた日の属する事業年度（以下「繰入決定年度」という。）内に完了せず、翌年度に繰り越された場合において、当該事業の繰り越し分の補助第2年度以降の交付年度及び補助率は、繰入決定年度に完了した分と同様とする。
 ただし、平成28年度事業の繰越し分については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内を整備した事業年度に繰り入れを行う。

附 則(平成31年3月29日機構規程第92号)

この繰入基準の一部改正は、平成31年3月29日から施行する。